

セーフティネット住宅供給促進事業 補助制度説明会

参加無料・事前申込制

住宅セーフティネット制度は、高齢者・障がい者・低額所得者など、住宅の確保に特に配慮が必要な方の居住の安定を図るため、登録制度・経済的支援・入居マッチング支援の3つを柱として国が設けた制度です。

会津若松市では、この制度における経済的支援として、賃貸住宅の家賃や家賃債務保証料の一部を賃貸人の方に補助するセーフティネット住宅供給促進事業を実施しております。

令和8年度からは、これまで対象としていた高齢者・障がいのある単身世帯に加え、子育て世帯及び新婚世帯を新たに補助の対象とすることとしております。

ご関心をお持ちの皆様のご参加をお待ちしております！

■ 内容

「会津若松市セーフティネット住宅供給促進事業の補助内容 について」

【説明者】 会津若松市 建設部 建築住宅課

(1) 開会・主催者あいさつ	(14:00~14:05)
(2) 市からの説明 ・住宅セーフティネット制度の概要 ・会津若松市セーフティネット住宅供給促進事業の内容 ・令和8年度からの変更点（補助対象世帯の拡大について） ・補助申請の手続きについて	(14:05~15:00)
(3) 質疑応答・意見交換	(15:00~15:25)
(4) 閉会	(15:30)

日時

2026年
4月16日（木） 14:00開会 15:30閉会見込
(受付開始 13:30~)

場所等

生涯学習総合センター3階 研修室5・6
(住所：会津若松市栄町3-50)

主催：会津若松市

